



2024年9月30日

各位

会社名 株式会社伸和ホールディングス
(コード番号: 7118 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 佐々木 稔之
問合せ先 取締役管理本部長 大野 誠
TEL 011-624-7871
URL <https://shinwa-holdings.co.jp/>

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2024年9月12日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2024年9月30日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当該払込金額は、後日ブックビルディング方式により決定する予定の発行価格及び引受人より支払われる金額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|------------------|---|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金1,190円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 59,500,000円 |
| (3) 仮条件 | 1株につき1,400円から1,650円 |
| (4) 仮条件の決定理由 | 仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募集株式の数及び売出株式数 | |
| ①募集株式の数 | 普通株式 50,000株 |
| ②売出株式数 | 普通株式 120,000株 |
| (2) 需要の申告期間 | 2024年10月2日(水曜日)から
2024年10月8日(火曜日)まで |
| (3) 価格決定日 | 2024年10月9日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (4) 募集・売出期間 | 2024年10月10日(木曜日)から
2024年10月16日(水曜日)まで |
| (5) 払込期日 | 2024年10月18日(金曜日) |
| (6) 株式受渡期日 | 2024年10月21日(月曜日) |

2. ロックアップについて

- (1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引(気配表示を含む。)がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、公募による募集株式の発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連し、売出人かつ当社株主である佐々木稔之、佐々木智範並びに当社株主である株式会社STT及び合同会社Sofficeは、当社に対して、本書提出日から当社普通株式に係るTOKYO PRO Market からの上場廃止予定日である2024年10月20日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等又はこれらにかかる注文を行わない旨を約束しております。
- (2) 公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連し、売出人かつ当社株主である佐々木稔之、佐々木智範、当社株主である株式会社STTは、アイザワ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後180日目の2025年4月18日までの期間中、アイザワ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。
- 加えて、当社はアイザワ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2025年4月18日までの期間中はアイザワ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨、合意しております。
- なお、上記のいずれの場合においても、アイザワ証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。